

議案第9号

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）の定めるところにより行う公害審査委員候補者の委嘱、あっせん、調停又は仲裁の手続に要する費用及び調停又は仲裁に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公害審査委員候補者の委嘱期間)

第2条 法第18条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(紛争処理の手続に要する費用)

第3条 略

(鑑定料)

第4条 略

(手数料)

第5条 略

(目的)

第1条 この条例は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下「法」という。）の定めるところにより行うあっせん、調停又は仲裁の手続に要する費用及び調停又は仲裁に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(紛争処理の手続に要する費用)

第2条 略

(鑑定料)

第3条 略

(手数料)

第4条 略

(手数料の減免又は納付の猶予)

第6条 略

(規則への委任)

第7条 略

別表 (第5条関係)

略

(手数料の減免又は納付の猶予)

第5条 略

(規則への委任)

第6条 略

別表 (第4条関係)

略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。